

令和 2 年（2020 年）5 月 29 日

各 放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長

特別支援学校等の臨時休校に係る 5 月利用分の放課後等デイサービスの利用者負担軽減について

新型コロナウイルス感染症に伴う特別支援学校等の臨時休校に伴い、放課後等デイサービスを利用する児童の保護者に係る費用負担の増加が見込まれることから、引き続き、令和 2 年 5 月利用分についても、下記のとおり、利用者負担の軽減を行います。

各事業者におかれましては、お手数をおかけいたしますが、対象者に係る利用者負担の軽減のため、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、4 月利用分の利用者負担軽減の取扱い通知（令和 2 年 4 月 30 日札障第 510 号）から更新した箇所は、二重下線により表示しておりますので、ご確認ください。

記

1 利用者負担軽減の内容

(1) 概要

放課後等デイサービスの利用者について、令和 2 年 5 月の利用者負担が、2 月よりも高い場合、2 月と同額になるよう、5 月の利用者負担を軽減する。

なお、2 月に利用がない又は 3 月以降に新規で給付決定を受けた利用者（3 月まで児童発達支援を利用し、4 月から放課後等デイサービスを利用している者を含む）で、利用者負担上限月額が 4,600 円の場合は、利用者負担が 4,000 円（※1）を超えないように、利用者負担上限月額が 37,200 円の場合は、利用者負担が 8,000 円（※2）を超えないように軽減する。

3 月については、2 月に利用がない方（新規給付決定者）について、利用者負担を一律に 0 円にしておりますが、5 月は 4 月同様に、2 月に利用がない方でも 3 月以降に給付決定を受けた方は 0 円になりませんのでご注意ください。

※1 利用者負担上限月額 4,600 円対象者の令和 2 年 2 月利用分の平均利用者負担額

※2 利用者負担上限月額 37,200 円対象者の令和 2 年 2 月利用分の平均利用者負担額

(2) 対象者要件

以下のすべてを満たす児童。

ア 札幌市が放課後等デイサービスの給付決定を行っている

イ 臨時休校期間である令和2年5月に放課後等デイサービスを利用している

ウ 令和2年5月の利用者負担(※)が令和2年2月の利用者負担(※)よりも高い

※ 複数事業所を利用している場合は、全ての事業所の利用者負担の合計

(3) 利用者負担軽減に係る具体例

ア 令和2年2月にサービスの利用があり、5月の利用者負担が増加した場合

項目名	令和2年2月	令和2年 <u>5月</u>		軽減後
総費用額	10万円	20万円		20万円
利用者負担	1万円	2万円	➤	<u>1万円</u>

➤ 1万円の軽減

令和2年2月と同額になるよう、利用者負担の軽減を行う

イ 令和2年2月にサービスの利用があり、5月の利用者負担が増加した場合（複数事業所を利用している場合）※上限管理事業所は、Aとする

項目名	令和2年2月		令和2年 <u>5月</u>			軽減後	
事業所名	A	B	A	B		A	B
総費用額	4万円	6万円	15万円	5万円		15万円	5万円
利用者負担	4千円	6千円	1.5万円	5千円		<u>1万円</u>	<u>0円</u>
利用者負担額合計	1万円		2万円		➤	<u>1万円</u>	

➤ 1万円の軽減

令和2年2月と同額になるよう、利用者負担の軽減を行う

ウ 令和2年2月にサービスの利用があり、5月の利用者負担が減少した場合（複数事業所を利用している場合）※上限管理事業所は、Aとする

項目名	令和2年2月		令和2年 <u>5月</u>			軽減後	
事業所名	A	B	A	B		A	B
総費用額	15万円	5万円	4万円	6万円		4万円	6万円
利用者負担	1.5万円	5千円	4千円	6千円		4千円	6千円
利用者負担額合計	2万円		1万円		➤	<u>1万円</u>	

➤ 軽減対象外

令和2年5月のほうが、利用者負担が低いため、軽減対象外

エ 令和2年2月にサービスの利用が無い又は3月以降に新規で給付決定を受けた場合
【利用者負担上限月額：4,600円の場合】

項目名	令和2年2月	令和2年5月		軽減後
総費用額	0円	10万円		10万円
利用者負担	0円	4千6百円	6百円の軽減	4千円

4,000円を超えないよう、利用者負担の軽減を行う
※利用者負担が4,000円以内の場合は軽減対象外

【利用者負担上限月額：37,200円の場合】

項目名	令和2年2月	令和2年5月		軽減後
総費用額	0円	20万円		20万円
利用者負担	0円	2万円	1万2千円の軽減	8千円

8,000円を超えないよう、利用者負担の軽減を行う
※利用者負担が8,000円以内の場合は軽減対象外

2 利用者負担軽減対象者の確認方法及び対象者に係る請求手順等

別紙のとおり。

3 留意事項

- (1) 本事業は、国及び北海道が行う補助事業に基づく事業であるため、放課後等デイサービスのみが対象となることから、放課後等デイサービスの給付決定者以外（児童発達支援など）は、対象となりません。
- (2) 令和2年5月に放課後等デイサービスを利用している場合は、同月に保育所等訪問支援を利用している場合であっても、保育所等訪問支援に係る利用者負担を含めて、利用者負担の軽減を行います。
- (3) きょうだいで障害児通所支援を利用しており、世帯の利用者負担が4,600円となるように区役所で償還手続きを行っている場合は、利用者負担を軽減した場合であっても、最終的な利用者負担が変わらない場合があります。
- (4) 利用者負担軽減対象者については、国保連による仮審査において、下記のエラーが必ず発生いたしますので、ご了承ください。なお、内容に誤りがない場合は、返戻とはなりません。

EG37: ▲資格:利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません

※ 対象者以外に当該エラーが出た場合は、必ず内容を確認してください

- (5) 簡易入力システム以外の請求ソフトを使用している場合において、補助額を上乗せした明細書の作成方法が不明な場合は、請求ソフトの作成会社にご相談ください。なお、請求ソフトの仕様上、作成が困難な場合は、札幌市までご相談ください。
- (6) 札幌市に多く寄せられる問い合わせ内容を中心に、別添3のとおり、Q&Aを作成いたしましたので参考としていただきますようお願いいたします。
- (7) 令和2年6月以降、臨時休校が発生した場合で、利用者負担軽減を実施する場合は、別途通知いたします。

4 添付資料

- (1) 利用者負担軽減対象者一覧表 別添1
- (2) 利用者負担軽減の実施に係る保護者説明資料 別添2
- (3) 特別支援学校等の臨時休校に係る放課後等デイサービスの利用者負担軽減のQ&A (令和2年5月利用分) 別添3

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課 給付管理係
TEL : 011-211-2938 Fax : 011-218-5181
E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp